

令和8年4月1日から

林野火災

注意報

警報

が発令されます。

津山圏域消防組合

林野火災注意報・警報

令和8年4月1日運用開始

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災をはじめ、全国で林野火災が多発しました。その原因の多くはたき火や火入れなど人の行為によるものであることが明らかとなりました。

この状況を踏まえ、津山圏域消防組合火災予防条例を改正し、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用を開始します。

林野火災注意報



林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合に発令されます。

林野火災警報



林野火災の予防上危険な気象状況になった場合に発令されます。

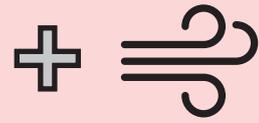
林野火災注意報の発令要件

- | | | |
|--------------|---|--------------|
| 要件① | ！ | 要件② |
| 前3日間の合計降水量が | ！ | 前3日間の合計降水量が |
| 1mm以下、かつ | ！ | 1mm以下、かつ |
| 前30日間の合計降水量が | ！ | 「乾燥注意報」が発表され |
| 30mm以下 | ！ | たとき |



いずれかの要件に該当した場合に発令されます。

林野火災警報の発令要件



林野火災注意報の要件に加え「強風注意報」が発表されたとき

林野火災注意報発令中の制限

「火の使用の制限」については



「努力義務」です。



たき火や火入れなどの火の使用は控えてください。

行為の自粛

林野火災警報発令中の制限

「火の使用の制限」については



「義務」です。



たき火や火入れなどの火の使用は禁止です。

違反者は30万円以下の罰金または拘留

制限がかかる行為の具体例



山林・原野での火入れや喫煙、たき火、キャンプファイヤー、花火、火遊び、屋外において燃えやすい物の近くでの喫煙、とんど焼きなどの伝統行事 等



※たき火や火入れなどの行為は届出が必要です。届出は最寄りの消防署までお願いします。



各署所連絡先

情報の受け取り方



津山圏域消防組合
ホームページ



各市町
防災無線



火災情報
メール等



消防車両による
巡回広報

届出・問い合わせ先

津山圏域消防組合 消防本部
予防課 (0868) 31-1251
警防課 (0868) 31-1252
指令課 (0868) 32-1119



津山圏域消防組合
ホームページ